

ライフピア訪問看護ステーション

指定訪問看護（介護予防訪問看護）

重要事項説明書

当ステーションは、ご利用者様に対して訪問看護（介護予防訪問看護）サービスをしていただくに際し、契約を締結する前に知っていただきたい当事業所の内容をご説明させていただきます。

1 訪問看護（介護予防訪問看護）を提供する事業者について

法人名	社会福祉法人 恒勝会
法人の所在地	水戸市青柳町3796番地
代表者名	理事長 上田 淳
電話番号	029-224-5855
FAX番号	029-224-5856
設立年月日	昭和63年7月12日

2 訪問看護（介護予防訪問看護）サービスを提供する事業所について

(1) 事業所の所在地など

事業所の名称	ライフピア訪問看護ステーション
事業所番号	0860190370
所在地	水戸市青柳町3796番地
電話番号	029-227-8065
FAX番号	029-231-5078
管理者	五位渕 美香
開設年月日	平成30年9月1日

(2) 事業の目的、運営方針

運営の目的

要支援及び要介護認定されたご利用者様に対して、看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様が有する能力に応じて、可能な限り自立した生活を確保することができるように支援することを目的とします。

運営の方針

ご利用者様の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施にあたっては、人員の確保・教育指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重し、地域保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

- (3) サービス提供日時
サービス提供時間 月曜日から金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで
休業日 土曜日、日曜日、12 月 30 日から 1 月 3 日まで

(4) 事業所の職員体制

1. 管理者
職員管理業務 1 名

2. 看護職員
サービス提供業務 2 名

☆緊急時対応体制加算について

ご利用者様に対して、24 時間体制にて電話でのご相談及び緊急訪問をします。

3 サービスの利用方法

(1) サービス開始までの流れ

☆担当ケアマネジャーに相談し、サービス提供の依頼・ご相談をしてください。

☆ご利用にかかわる重要事項の説明をし、ご了承いただいた後に契約させていただきます。ご利用者様及びご契約者様と面接し、居宅サービス計画及び医師の指示書のもとご利用者様の状態把握、ご希望をお聞きします。

☆居宅サービス計画のもと、担当サービス提供者が訪問看護（介護予防訪問看護）計画書を作成し、ご契約者様の同意を得て、交付します。

☆訪問看護（介護予防訪問看護）に基づき、サービスの提供をいたします。

(2) サービスの終了

☆ご契約者様は、事業所に対して、別紙の文書（契約解約申出書）で通知することにより、7 日以上予告期間を持って提出することにより、予告期間満了日をもって契約は解除されます。

但し、ご契約者の病変、急な入院などやむを得ない事由がある場合は、契約終了 1 週間の通知でもこの契約を解除することができます。

4 利用料金

(1) 介護保険又は医療保険ご利用者様の利用料金

介護保険又は医療保険からの訪問看護（介護予防訪問看護）サービスを利用する場合は、別紙に定める利用料金表を基に、利用者の介護保険負担割合証等に記載された負担割合を応じた額とします。

(2) 利用料金のお支払い方法

毎月 20 日に郵便局による「自動引き落とし」とさせて頂いておりますので手続きをお願いいたします。20 日に引き落としが出来ない場合は、当月 25 日に「再引き落とし」をさせていただきます。

(3) 利用の中止、変更、追加

①利用予定日の前に、ご契約者様より、訪問看護（介護予防訪問看護）のサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業所に申し出て下さい。

②サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問看護職員の稼働状況により契約者様の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能な日時を提示して協議します。

(4) キャンセル料

ご契約者様の都合により、サービス利用をキャンセルする場合は、サービス実施日の前日、午後5時30分までに事業所まで申し出てください。当日になって利用中止の申し出をされた場合、キャンセル料を請求させていただきます。

但し、ご利用者様の急変、急な入院等やむを得ない事由がある場合は、請求いたしません。

5 サービスの利用に関する留意事項

(1) サービスの提供を行う訪問看護職員

サービスの契約時に、担当の看護職員を決定します。

但し、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問看護職員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問看護職員の交替

① ご契約者様からの交替の申し出

選任された訪問看護職員の交替を希望する場合には、訪問看護職員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護職員の交替を申し出ることが出来ます。

② 事業者からの訪問看護職員の交替

事業者の都合により、訪問看護職員を交替することがあります。

訪問看護職員を交替する場合はご利用者様及びそのご契約者様に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

ご利用者様及びご契約者様は訪問看護（介護予防訪問看護）計画に定められたサービス以外の業務を事業所に依頼する事は出来ません。

② 訪問看護（介護予防訪問看護）サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたってご利用者様の事情・意向等に十分配慮するものとします。

③ 備品等の使用

サービスの実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問看護職員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご利用者様の体調等の理由で予定されていたサービスの実施が出来ない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します

6 事故発生時の対応

(1) ご利用者様に対して、訪問看護サービスの提供により事故が生じた場合は、速やかにご利用者様のご家族、主治医、関係市町村窓口などに連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。

(2) 事故発生により何らかの措置が必要となる場合は、ご家族様と相談し、適切な病院受診ができるように手配いたします。

(3) 事故発生までの経過を十分に検討し、その原因を究明し、再発防止策を講じるとともに、再発防止に努めます。

7 苦情の受付について

(1) ステーションにおける苦情の受付

ステーションにおける苦情や相談は次の専用窓口で受け付けています。

○苦情受付窓口

管理者 五位渕 美香

○受付時間

月曜日から金曜日まで 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

(2) 行政機関の苦情受付

○茨城県保健福祉部長寿福祉課

水戸市笠原町 978 番地の 6

電話 029-301-3343

受付時間 月曜日から金曜日まで 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

○水戸市介護保険課

水戸市中央 1 丁目 4 番 1 号

電話 029-224-1111 (代表)

受付時間 月曜日から金曜日まで 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

○茨城県国民健康保険団体連合会

水戸市笠原町 978 番地の 26

電話 029-301-1565

受付時間 月曜日から金曜日まで 午前 9 時から午後 5 時まで

介護保険	
緊急時訪問看護加算	有・無
特別管理加算 I	有・無
特別管理加算 II	有・無
ターミナルケア加算	有・無

医療保険	
24 時間対応体制加算	有・無
特別管理加算 I	有・無
特別管理加算 II	有・無
ターミナルケア療養費	有・無

令和 年 月 日

訪問看護（介護予防訪問看護）サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者 所在地 水戸市青柳町3796番地

事業所 社会福祉法人 恒勝会
ライフピア訪問看護ステーション

氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、訪問看護サービスの提供開始に同意しました。

契約者 住所 _____

氏名 _____ 印

上記代理人（代理人を選定した場合）

住所 _____

氏名 _____ 印